

令和5年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成金のご案内

昨年に引き続き地球温暖化防止対策のためCO2を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一貫としてアイドリングストップ励行を支援するため、エンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器を導入する事業所に対し、一部助成を実施することになりました。つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内致します。

記

- 申請期間 令和5年6月1日(木) ～ 令和6年2月29日(木)
(土日祝祭日及び休館日は除く)
※但し、助成枠に達した場合は、申請期間内であっても受付終了予定
- 助成対象
 - 新たに導入した機器で、令和5年3月1日(水)～令和6年2月29日(木)までに装着及び支払いが完了したもの。
 - ※リース・割賦契約の場合は、上記期間に装着したもの
 - 会員所有の県内営業ナンバーの車両に装着したものに限る。
- 助成金額 取得価格(税抜き)の1/2以内の額(千円未満切捨て)
※但し、次に定めた額を1機あたりの上限とし、1事業者あたり20万円を上限とする。

① 蓄熱マット等	4,000円
② 蓄冷式クーラー又は温水式ヒーター	10,000円
③ エアヒーター ※	30,000円
④ 車載バッテリー式冷房装置 ※	30,000円

※③④は、別紙 対象機器一覧に該当する機器に限る。
また、③④は国からの補助金が交付された機器には助成金を交付しない。
- 助成枠 300千円
- 申請要領 別添の様式D「令和5年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、次の①～④の添付書類を添えて申請する。
 - 買取の場合：請求書(写)、領収証(写)(2点)
リース・割賦の場合：契約書(写)、借受証等(写)(2点)
※機器名、台数、取得価格の記載があること
※リース契約書に車台番号(又は登録番号)の記載がある場合は、借受証等の添付不要
 - 機器を装着した車両を導入した場合(新車標準装備やオプション装着等)は、請求明細書や主要装備一覧表等の機器詳細の記載がある書類(写)
 - 装着証明書(写)
 - 装着した車両の車検証(写) ※令和5年1月4日以降に電子化された車検証の交付を受けた車両においては、「自動車検査証記録事項の写し」
※原則、交付申請書は事業完了日から3か月以内または令和6年2月29日までのいずれか早い日までに提出願います。但し、領収証を交付申請時に添付できない場合は、後日提出でも可とする。
- 備考 機器の取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。取付工賃や消費税は取得価格には含まない。

[問合せ先] (一社)栃木県トラック協会 業務部
TEL 028-658-2515 FAX 028-658-6929